特定非営利活動法人 maggie's tokyo

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、特定非営利活動法人 maggie's tokyo の役員の報酬の支給の基準について 定めることを目的とする。

(報酬及び費用の支給)

第2条 この法人は、常勤及び非常勤にかかわらず、役員報酬は一切支給しない。ただし、旅費等の実費及び従業員の地位としての給与は支給することができる。

特定非営利活動法人 maggie's tokyo 就業規則(常勤職員)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、maggie's tokyoに雇用される常勤職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法・その他の法令の定めるところによる。
- 第2条 この規則で常勤職員(以下、職員という)とは、正規の手続きにより採用された者をいい、次の者を含まない。
 - (1) 非常勤職員
 - (2) ボランティアスタッフ

(遵守義務)

第3条 職員は、この規則を遵守し互いに協力して、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第2章 採用

(職員の採用と採用者の提出書類)

- 第4条 職員は、就職希望者からセンター長が選考して採用する。
- 2 職員に採用された者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 履歷書 (2) 健康診断書
 - (3) その他必要と認める書類

(試用期間)

- 第5条 採用された職員については、採用日から3ヵ月間を試用期間とする。
- 2 試用期間中または試用期間の満了の際に、引続き職員として勤務させることが不適当と認められる者については、解雇予告の手続きに従い解雇する。

ただし、採用後14日以内に解雇する場合は、この限りでない。

3 試用期間は勤務年数に加算する。

(勤務時間)

- 第6条 勤務時間は、9時から18時とする。
- 2 始業および終業の時刻は、業務の都合により、事前に予告して当該勤務日の所定労働時間の範囲内で、職場の全部または一部または個人において変更することがある。
- 3 妊産婦が請求した場合は1日8時間、1週40時間を超えて労働させることはない。

(休憩時間)

- 第7条 休憩時間は、勤務の途中の60分とする。但し、勤務時間に応じ短縮、延長することがある。
- 2 休憩時間とは、食事・喫煙時間等、職員が業務を離れてから、業務へ戻るまでの時間を言う。 (休日)
- 第8条 職員の休日は次のとおりとする。
 - (1) 土曜日、日曜日 (2) 国民の祝日 (3) 年末年始及び夏期休暇 (法人カレンダーによる) (年次有給休暇)
- 第9条 雇用日から起算して6ヵ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した職員に、10日間の年次 有給休暇を与える。
- 2 次年度以降、1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日の8割以上勤務した職員に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

30日分をいう)。なお、予告日数は、平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。 (退職)

- 第14条 職員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日をもって退職し、職員としての身分を失う。
 - (1) 本人の都合により、退職を願い出て承認があった時。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 試用期間において 職員として不適格と判断されたとき。

(時間外・休日勤務)

第15条 センター運営のため必要なときは時間外や休日に勤務させることがある。

(休日勤務の振替)

第16条 休日に勤務した職員は、あらかじめ定め、勤務した日の同一月度内(給与支給期間内)に休日 を振り替えることができる。

第3章 給与

(給与の種類)

- 第17条 給与の種類はつぎのとおりとする。
 - (1) 基本給
 - (2) 通勤手当
 - (3) その他センター長が必要と認める手当
- 2 職員は、定められた手当届出書をセンター長に提出しなければならない。

(給与額)

第18条 給与の額は、各人ごとに定める。

(給与締切と支払日)

第19条 給与は、前月1日より月末を当月分給与として、25日支払いとする。

(給与支払方法)

第20条 給与は法定控除及び職員との協定に基づくものは、あらかじめ控除して支払う。

(給与計算方法)

- 第21条 所定の勤務時間の全部または一部については、業務に従事しなかった分は、支給しない。
 - (1) 日割・時間割計算をする場合(給与支払期間途中の入職退職等) 基本給÷月所定勤務日数 で日額計算する 基本給÷月所定勤務時間数 で時間額計算する
 - (2) 不就業分を控除する場合(遅刻早退私用外出等) 基本給÷月平均所定勤務日数×欠勤日数 で控除する 基本給÷月平均所定勤務時間数×不就業時間数 で控除する

(昇給)

第22条 昇給は、業務実績および当法人の財政状況を鑑み、年1回実施することがある。

(賞与の支給)

第23条 賞与の支給は、原則として実施しない。ただし、業務実績、当法人の財政状況等を鑑み臨時賞 与を支給する場合がある。

第4章 服務

(服務心得)

- 第24条 職員は、次に掲げる事項を守らなければならない。
 - (1) maggie's tokyoの研修でよく学び、理念をよく理解し協力し合い、誠実に業務を遂行すること。
 - (2) maggie's tokyoの諸規程を守り、業務上の指示、命令に従い、名誉又は信用を傷つけないこと。
 - (3)「誓約書」を提出し自己の業務を正確かつ迅速に理解し、常に業務能率の向上に努力すること。
 - (4) 勤務時間中は業務に専念すること。

特定非営利活動法人 maggie's tokyo 就業規則(非常勤職員)

第1章 総則

(目的)

- 第1条 この規則は、maggie's tokyoに雇用される非常勤職員の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。
- 2 この規則に定めのない事項については、労働基準法・その他の法令の定めるところによる。

(適用)

- 第2条 この規則で非常勤職員とは、正規の手続きにより採用された者をいい、次の者を含まない。
 - (1) 常勤職員
 - (2) ボランティアスタッフ

(遵守義務)

第3条 非常勤職員は、この規則を遵守し互いに協力して、誠実にその職務を遂行しなければならない。

第2章 採用

(非常勤職員の採用と採用者の提出書類)

- 第4条 非常勤職員は、就職希望者から選考して採用する。
- 2 非常勤職員に採用された者は、次の書類を提出しなければならない。
 - (1) 非常勤職員登録届出書

(試用期間)

- 第5条 採用された非常勤職員については、採用日から1ヶ月間を試用期間とする。
- 2 試用期間中または試用期間の満了の際に引続き職員として勤務させることが不適当と認められる者については解雇予告の手続きに従い解雇する。
- 3 試用期間は勤務年数に加算する。

(勤務時間)

- 第6条 勤務基本時間は、9時から18時とする。
- 2 但し、始業および終業の時刻及び勤務日は、業務の都合により、事前に予告して当該勤務日の所定労働時間の範囲内で、職場の全部または一部または個人において変更することがある。
- 3 妊産婦が請求した場合は1日8時間、1週40時間を超えて労働させることはない。 (休憩時間)
- 第7条 休憩時間は、勤務の途中の60分とする。但し、勤務時間に応じ短縮、延長することがある。
- 2 休憩時間とは、食事・喫煙時間等、職員が業務を離れてから、業務へ戻るまでの時間を言う。 (休日)
- 第8条 非常勤職員の休日は次のとおりとする。
 - (1) 土曜日、日曜日 (2) 国民の祝日 (3) 年末年始及び夏期休暇 (法人カレンダーによる) (年次有給休暇)
- 第9条 雇用日から起算して6ヵ月間継続勤務し、所定労働日の8割以上勤務した非常勤職員に10日間の 年次有給休暇を与える。次年度以降、1年間継続勤務するごとに、当該1年間において所定労働日の8割 以上勤務した非常勤職員に対しては、下の表のとおり勤続期間に応じた日数の年次有給休暇を与える。

勤務年数	6ヵ月	1年 6ヵ月	2年 6ヵ月	3年 6ヵ月	4年 6ヵ月	5年 6ヵ月	6年 6ヵ月以上
年 次 有給休暇 付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

第12条 非常勤職員が自己の都合により退職しようとするときは、少なくとも1カ月前までに退職届を 提出しなければならない。

(解雇)

- 第13条 非常勤職員が次に該当するときは、解雇することができる。
 - (1) 疾病等により業務に耐えられないと認められる場合
 - (2) 勤務状況または業務成績が著しく不良であると認められたとき。
 - (3) 業務の縮小その他、やむ得ない事由があったとき。
 - (4) 試用期間中に引続き職員として勤務させられることが、不適切であると認められたとき。
 - (5) 第24条の服務規律に違反するとき。
- 2 解雇するときには、30日前に予告する。予告しないときは平均賃金の30日分を支給して即時解雇する (平均賃金の30日分とは、過去3カ月の総支給額をその期間の暦日数で除したものを1日分としてその 30日分をいう)。なお、予告日数は平均賃金を支払った日数だけ短縮することができる。

(退職)

- 第14条 非常勤職員が、次の各号のいずれかに該当するに至った場合は、その日をもって退職し、非常 勤職員としての身分を失う。
 - (1) 本人の都合により、退職を願い出て承認があった時。
 - (2) 死亡したとき。
 - (3) 試用期間において 職員として不適格と判断されたとき
 - (4) 職員は、定年に達したときは、定年に達した日以後における最初の3月31日(以下「定年退職日」という。)に退職する。

(時間外・休日勤務)

第15条 センター運営のため必要なときは時間外や休日に勤務させることがある。

(休日勤務の振替)

第16条 休日に勤務した非常勤職員は、あらかじめ定め、勤務した日の同一月度内(給与支給期間内) に休日を振り替えることができる。

第3章 給与

(給与の種類)

- 第17条 給与の種類はつぎのとおりとする。
 - (1) 時間給
 - (2) その他センターの必要と認める手当

(給与額)

第18条 給与の額は、各人ごとに定める。

(給与締切と支払日)

第19条 給与は、前月1日より月末を当月分給与として、25日支払いとする。

(給与支払方法)

第20条 給与は法定控除及び職員との協定に基づくものは、あらかじめ控除して支払う。 (給与計算方法)

第21条 勤務した時間数に応じて時間給を支払う。

(昇給)

第22条 昇給は、原則として実施しない。

(賞与の支給)

第23条 賞与の支給は、原則として実施しない。

第4章 服務

(服務心得)

特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人 maggie's tokyo	事業年度	令和 2 年 10 月 1 日~令和 3 年 9 月 30 日
-----	--------------------------	------	---------------------------------

1 資金に関する事項 [①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項]

※ 丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第2項第3号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

収益源泉の内訳	金額
会員受取会費	300,000
受取寄付金	65,140,096
受取助成金	9,940,000
相談支援事業収益	734,140
セミナー・プログラム事業収益	1,393,000
普及啓発・研究開発・人材育成事業収益	3,241,981
雑収益	108,766
受取利息	838
	F
	F
	F
	- F
	F
<u>合</u> 計	80,858,821
2) 借入金の明細 借 入 先	金額
	F
	F
	F
	F
	F
	F

2 取引の内容に関する事項 [③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項 イ 収益の生ずる取引 及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ 第一順位から第五順位までの取引 ロ 役員等との取引]

(1) 収益の生ずる取引の上位5者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引	内	容	等
		10,000,000 円	寄附金			
		10,000,000 円	寄附金			
		6,940,000 円	助成金			
		5,399,619 円	寄附金			
		5,000,000 円	寄附金			

(2) 費用の生ずる取引の上位5者

-/ X/11 12	41.5 TO D		
氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取引内容等
			給与、通勤費
			給与、通勤費
			給与、通勤費
		4,448,700 円	給与、通勤費
		4,440,000 円	給与、通勤費

(3) 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引 イ 資産の譲渡 (棚卸資産を含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	譲渡資産の内容	譲 渡 年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ 資産の貸付け(金銭の貸付けを含む。)

取引先の氏名等	法人との 関 係	貸付資産の内容	貸年月	付日	対 佃	の	額	その他の取引条件等
なし							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	
							円	

ハ 役務の提供(施設の利用等を含む。)

		内用寺を召む。)			
取引先の氏名	法人との関	1役務の提供の内容	役務の提 供年月日	対価の額	その他の取引条件等
			R2.10	11,137 円	11,137 円/回
			R2.11 ~R3.8	41,760 円	8,352 円/回
			R2.11	33,411 円	請求書による
			R3.4	105,802 円	2,227 円/時間
			R3.4	28,956 円	2,227 円/時間
			R3.4	81,300 円	2,227 円/時間
			R3.4	63,481 円	2,227 円/時間
			R3.4	42,320 円	2,227 円/時間
			R3.8	38,979 円	2,227 円/時間
			R3.8	20,046 円	2,227 円/時間
			R3.8	16,705 円	3,341 円/回

寄附者に関する事項 [④寄附者(役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日]

氏	名	寄	附	金 額	受領年月日
				10,000 円	令和 2 年 11 月 16 E
				224,700 円	令和 2 年 11 月 30 E
				10,000 円	令和 2 年 12 月 16 E
				10,000 円	令和3年1月18日
				45,000 円	令和3年1月26日
				10,000 円	令和3年2月16日
				10,000 円	令和3年3月16日
				10,000 円	令和3年4月16日
				360,000 円	令和3年5月6日
				10,000 円	令和3年5月17日
				7,902 円	令和3年6月10日
				10,000 円	令和3年6月16日
				10,000 円	令和3年7月16日
				10,000 円	令和3年8月16日
				10,000 円	令和3年9月16日
				500,000 円	令和3年5月11日
				円	
				円	
				円	
			-	円	

4 **役員等に対する報酬又は給与の状況** [⑤イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況 (口を除く。)、口 給 与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額]

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者 (注1) (以下「役員等」という) に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

- (注1)「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と 特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。
 - ① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族
 - ② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者
 - ③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - ④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(口を除く。)

1 役員	寺に刈りる	対的人は治	与の支給の状況	【ロで除く。)		
氏	名	職名	法人との 関係 (注2)	報酬・給与の区分	支給期間等	支給金額
				給与	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	4,320,000 円
				給与	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	2,850,000 円
				給与	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	4,320,000 円
				給与	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	120,000 円
				給与	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	
				給与	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	
			,			

(注2)注1の①~④の内容を具体的に記述します。

ロ 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集 計 期 間 令和2年10月1日 ~ 令和3年9月30日

給	与	を	得	た	職	員	の	総	数	左	記	の	職	員	に	対	す	る	給	与	総	額	
								2	人											1	1,91	2,760 F	刊

5 支出した寄附金に関する事項 [⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日]

支出先の名称等	住	所	等	支	出年	F月	日	支	出	金	額	寄	附	の	目	的	4
なし											円						
											円						
											円						
											円						
											円						
											円						
											円						
											円						
					·						円						
					,						円						_
				É	<u> </u>		計				円						_

6 海外への送金等に関する事項 [⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並び にその実施日]

実	施	日	使	途	金額
R	2.10.	23	英国本部 継続支援費		704,500
	•	•			
	•	•			
				·	
	•	•			
		•			

認定基準等チェック表 (第3表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 maggie's tokyo	チェック 欄
	織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ3分の1以下であること	~

- (1) 役員及びその親族等
- (2) 特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等
- ロ 各社員の表決権が平等であること
- ハ 会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること
- ニ 支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと

<u>ا</u>		T				
	項目	役員数	最も人数が多い「親族等」の	割合	最も人数が多い「特定の法 人の役員又は使用人であ	割合
		汉兵数	グループの人 数	(2÷1)	る者及びこれらの者の親 族等」のグループの人数	(4)÷(1))
区	分	1 1	2	3	4	⑤
(a)	令和2年10月1日~ 令和3年9月30日	9人	0人	0%	2人	22. 2%
(b)	年月日~年月日	人	. 人	%	人	%
©	年月日~年月日	人	人	%	人	%
a	年月日~年月日	人	人	%	人	%
e	年月日~年月日	人	人	%	人	%
①	年月日~年月日	人	人	%	人	%
申	請時	人	人	%	人	%

- (注1) 各欄の人数等は、第3表付表1「役員の状況」から転記してください。
- (注2) ③及び⑤については、小数点以下第2位を切り捨てた数値を記載してください。

ᆣ	4							
	各社員の表決権が平等である	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
	上記を証する書類の名称とその内容等							
		はい	はい	はい	はい	はい	はい	はい
Ì		いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ	いいえ
L								

(注意事項

- ・ 認定基準等チェック表(第3表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記口の記載の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、 添付を省略することができます。

項目	<u>a</u>	Ф	©	@	e	Ð	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の ている	監査を受け ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	はい、・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいいえ	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存 を青色申告法人に準じて行っている		はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はい・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	はいな	はい	はい	はい

_

項	目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
費途が明らかでない支出 載がある等の不適正な紹	がある、帳簿に虚偽の記 9里の有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」(第3表) 記載要領

F D	「能に至下寺ノエック衣」(第3衣) 記載多	
項目	記載要領	注意事項
イの各欄	区分欄の「②~①」の各欄には、実績判定期間の各事業	
	年度(又は各年)を記載します。	
	第3表付表1「役員の状況」を記載して、「①」、「②」	
	│ │ 及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
口の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	「上記を証する書類の名称とその内容
	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例え	等」欄には証する書類の内容を文言のと
	ば、「定款(又は会則)第〇条に『各正会員の表決権は、	おりに記載します。
	平等なものとする』と規定」のように記載します。	
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	① 「会計について公認会計士又は監査
	なお、「②」から「①」については、イに記載する各期	法人の監査を受けている」の「はい」
	間(「②」から「①」)を示したものです。	に「○」した場合には監査証明書を添
		付してください。
		② 「帳簿書類の備付け、取引の記録及
		び帳簿書類の保存を青色申告法人に準
		じて行っている」の <u>「はい」に「〇」</u>
		した場合には、第3表付表2「帳簿組
		織の状況」を記載し添付してくださ
		<u> </u>
二の各欄	該当する一方を「○」で囲みます。	
	なお、「⑧」から「①」については、イに記載する各期	
	間 (「@」 から 「①」) を示したものです。	

記載要領の補足

○ 二において、「費金が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費金を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費金が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費金が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

役 員 の 状 況

第3表付表1

法人名	特定非営利活動法人 maggie's tokyo	a	Ф	©	0	e	£	申請時
役	員 数	9人	人	人	人	人	人	人
1	最も人数が多い「親族等」のグルー 『の人数	0人	人	人	人	人	人	人
ス	最も人数が多い「特定の法人の役員 は使用人である者並びにこれらの fの親族等」のグループの人数	2 人	人	人	人	人	人	人

	-			役員	の	内	沢					
		A 37	100h £2	/cfs.ETC MY		就任等の状況						况
氏	名 ———	住 所	職名	続柄等	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時	就任・退任 年月日
秋山	正子		共同代表 理事		0							平成 27 年 4 月 1 日就任
濱松	美穂		共同代表 理事		0							平成 27 年 4 月 1 日就任
髙橋	都		理事		0							平成 27 年 4 月 1 日就任 令和 2 年 11 月 27 日退任
田中	滋		理事		0							平成 27 年 4 月 1 日就任
山﨑	亮		理事		0							平成 27 年 4 月 1 日就任
梅田	恵		理事		0							令和 2 年 9 月 21 日就任
門田	守人		理事		0							令和 2 年 11 月 27 日就任
栗原	幸江		理事		0							平成 2 年 11 月 27 日就任
高橋	裕次郎		監事		0							平成 27 年 4 月 1 日就任
坂井	満		監事		0							令和 2 年 11 月 27 日就任

(注意事項)

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

法人名	· 4	特定非営利活動法人 maggie's toky	70	
伝 勇	票 又 は 帳 簿 名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳		会計ソフト 弥生会計使用 ルーズリーフ	随時	10年
補助元帳		会計ソフト 弥生会計使用 ルーズリーフ	随時	10年
仕訳日記帳		会計ソフト 弥生会計使用 ルーズリーフ	随時	10年
固定資産台	帳	ルーズリーフ	随時	10年
給与台帳		給与計算ソフト 外部委託 先が使用 ルーズリーフ	随時	10年

(記載要領)

- ・「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- · 「左の帳簿等の形態」欄は、「単栗」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- ・「記帳の時期」欄は、「随時」、「毎日」、「一週間ごと」のように記載します。

認定基準等チェック表 (第4表)

(初葉)

法人名	特定非営利活動法人 maggie's tokyo	チェック 欄
	舌動に関して次に掲げる基準に適合していること 改活動又は政治活動等を行っていないこと	>
	員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支 当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任	

- 口 役員寺に対し報酬又は結与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員寺又は役員寺が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと
- ハ 実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が80%以上であること
- 二 実績判定期間における受入寄附金総額の70%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

1								
	項目	(a)	Ф	©	@	e	Ð	申請時
	宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者 を教化育成する活動	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	政治上の主義を推進し、支持し、又はこれ に反対する活動	有·無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	特定の公職の候補者若しくは公職にある者 又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに 反対する活動	1.	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

項目	a	Ф	©	@	e	Ð	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人 とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に 対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対 する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他 役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供 与の有無	有無	有・無	有•無	有•無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当 該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と 認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する 法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供 与の有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事 業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は 特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の 有無	有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

(注意事項)

- ・ 「認定基準等チェック表(第4表)」は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時においても記載 及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第4表(次葉)」(ハ及び二)の記載及び添付の必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、添付を省略することができます。

認定基準等チェック表 (第5表)

法人名 特定非営利活動法人 maggie's tokyo

5 次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれ をその事務所において閲覧させること

- /
- イ 特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等(個人の住所又は 居所に係る記載の部分を除いたもの)
- ロ 各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類
- ハ 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
- 二 役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
- ホ 収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他
 - 一定の事項等を記載した書類
- へ 助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこ 意 同 れをその事務所において閲覧させることに同意する。 する しない ※閲覧に関する細則(社内規則)等がある場合には、その細則(社内規則)等を添付してください。 ① 事業報告書等(事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人 以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面) ② 役員名簿 1 ③ 定款等(定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し) ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの 各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類 寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類 Л 前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程 次の事項を記載した書類 ① 収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ② 資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③ 次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位5者との取引 ・ 役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれら の者と特殊の関係のある者との取引 ④ 寄附者(役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法 朩 人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。)の氏名並びにその寄 附金の額及び受領年月日 ⑤ 役員等に対する報酬又は給与の状況 a 役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(b に係る部分を除く。) b 給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥ 支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦ 海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日 助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

(注意事項)

- ・認定基準等チェック表第5表は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及び添付する必要があります。
- ・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

認定基準等チェック表 (第6、7、8表)

法人名	特定非営利活動法人 maggie's tokyo

認定基準等チェック表 (第6表)

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無 ② ⑤ ⑥ ⑥ ⑥ 有・無 有・無 有・無 有・無 有・無	6 実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第28条に規定する事業報告書等を同法第 29条の規定により所轄庁に提出していること											チェッ	ク欄							
		特定	非営	利活動	足進法第	第28 :	条に規定	定する事	業執	告書等	の所轄に	うへの	の提出の)有無						
有・無有・無有・無有・無有・無有・無			a			Ф			©			@			e			①		
		有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	有	•	無	

認定基準等チェック表 (第7表)

7 法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの **「**fェック欄 利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと 法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実 その他公益に反する事実の有無 (a) **(d) (e) (f) (b)** (C) 申請時 (無) 有 有・無 有・無 有・無|有・無 有・無 無 有・ 注・認定基準等チェック表(第7表)は、法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に記載及

認定基準等チェック表 (第8表)

8 申請書を提出した ていること	:日を含む事	業年度の	の初日	において	、その設立の日場	以後1年を記	望える其	間が経	過し	チェック欄
事業年度	月	日~	月	日	設立年月日	平成	年	月	日	

(注意事項)

び添付する必要があります。

- ・ 法第55条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)の提出時に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表) は、記載する必要はありません。
- ・ 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表(第6表及び第8表)の記載の必要はありません。また、法第5条第1項に基づく書類(役員報酬規程等提出書類)に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

欠格事由チェック表

法人	名 特定非営利活動法人 maggie's tokyo		チェックオ					
は認定	、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当す 、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 :員のうちに、 次のいずれかに該当する者がある場合	「る法人	~					
イ た 例 ロ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特別場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定特定非営利認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から5年を経過禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日活	活動法人	又は当該					
ハし罰二		返したこ	とにより					
3 4 定 に 5 6 イ	款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人 開入は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を結 特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証 條都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要と 脱に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人 のいずれかに該当する法人 暴力団 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	明書「そ	の4」並で					
	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無							
	イ 認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定							
	を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前1年内に当該認定 有・(
	特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でそ							
	の取消しの日から5年を経過しない者の有無							
	コ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から	有・	(#)					
	5年を経過しない者の有無		$\stackrel{\bullet}{\longrightarrow}$					
	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは							
	刑法第204条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に	有・	(#)					
	関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受	79						
	けることがなくなった日から5年を経過しない者の有無							
	二 暴力団の構成員等の有無	有・	(#)					
2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から5年を経過しない法人	はいし	17(12)					
3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はいく	£177.7					
	人がくなる子木川四日・ハ・北口・村に座人しているは人	121-						
4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から3年を経過 しない法人	はい(いいえ					
•	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記4に係る所轄税務署長等から交付を	 受けた <i>練</i> の	が明書					
添								
書								
	(注2) 役員報酬規程等提出書には添付不要							
5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から3年を経過しない法人	はいく	いいえ					
6	次のいずれかに該当する法人							
	イ 暴力団	はいく	(\$ (J (J					
	ロ 暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい($\overline{}$					
Ш	ローキンコロマンでは、フロマンでは、ロードのというできます。	ISA -	V-1V-1/L					